

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期	担当部署 (R7)
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	食料品等高騰対策事業	①エネルギーや食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者の下支えをする。 ②地域商品券の配布および事務費 ③発行口数:地域商品券41,700口(1口7,000円) (歳出)二次元コード商品券運営業務委託料325,481千円(商品券291,900千円、システム運営33,581千円)、地域商品券運営業務委託料1,694千円(加盟店募集および現地サポート等)、郵送料8,734千円 ④市民及び市内事業者	R8.3	R8.4以降	農業課
2	③消費下支え等を通じた生活者支援	プレミアム付商品券事業	①エネルギーや食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者の下支えをする。 ②補助金 ③発行口数22,000口、プレミアム率60%(販売額5,000円利用額8,000円) (歳出)市商工会補助金94,656千円(プレミアム分66,000千円、事業運営28,656千円(委託料27,437千円、臨時雇賃金1,001千円、郵便料185千円、広報費33千円)) (歳入)物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金73,656千円 げんき商店街推進事業費補助金(県補助金)21,000千円 ④市民及び市内事業者	R7.7	R8.2	産業政策課
3	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	学校給食費支援事業	①食料品の物価高騰の影響を受け、学校給食費の値上げを行わないと学校給食の提供が難しくなっている。しかし、急激な値上げは児童・生徒の保護者の生活に多大な影響を与えることとなるため、食料品価格の物価高騰分を支援し、保護者の生活の維持を図る。 ②需用費 ③(小学生児童1,873人+中学生生徒1,052人)×R7年度給食回数190回×食料品高騰分30円=16,673千円 ④小・中学校児童生徒の保護者 教職員等の給食費分は対象外経費(2,212千円)	R7.4	R8.3	学校給食課
4	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	愛知県保育所等給食費軽減対策支援金(7~9月分)	①物価高騰の影響を受けながら利用児童に対して安定的な給食を実施している保育所等を支援する ②物価高騰に伴う給食費の事業者負担のうち、県事業の市負担分(当該事業は県実施の補助事業 補助率2/3) ③給食実施延児童数に1食100円を乗じて得た額 22人×21日×100円×3ヵ月=138,600円のうち市負担分47千円 ④物価高騰に伴う給食費の事業者負担を行う保育所、認定こども園(幼稚園型除く)、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所(公立を除く)	R7.7	R7.9	こども未来課
5	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	愛知県保育所等給食費軽減対策支援金(4~6月分及び10~3月分)	①物価高騰の影響を受けながら利用児童に対して安定的な給食を実施している保育所等を支援する ②物価高騰に伴う給食費の事業者負担のうち、県事業の市負担分(当該事業は県実施の補助事業 補助率2/3) ③給食実施延児童数に4月~6月(1食100円)、10月~3月(1食170円)を乗じて得た額から3月補助分(1食170円)を除いた額のうち市負担分 総事業費:1,012人×100円+2,163人×170円=468,910円 総事業費から3月分399人×170円=67,830円を除いた額401,080円 県負担分:401,080円×2/3=267千円 市負担分:401,080円-(県負担分)267,000円=134,800円 ④物価高騰に伴う給食費の事業者負担を行う保育所、認定こども園(幼稚園型除く)、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所(公立を除く)	R7.4	R8.3	こども未来課
6	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	新城市粗飼料価格高騰対策支援金	①昨今の飼料価格の高止まりにより経営状況が悪化した畜産農家を支援することで、本市の畜産経営基盤の維持を図る。 ②物価高騰前である令和3年6月時点の各粗飼料の平均価格と令和7年6月時点の各粗飼料の平均価格の差額 ③給付金18,201千円(乳牛1頭24,000円×327頭、繁殖牛1頭11,000円×778頭、肥育牛1頭1,000円×1,659頭、山羊1頭4,000円×34頭) ④新城市内の牛飼養農家及び山羊飼養農家(法人含む)	R8.2	R8.3	農業課
7	⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	公共交通利用促進事業	①電気・ガス・食料品等の物価高騰の影響を受けるバス利用者への公共交通の利用促進を図り、日常生活としての移動手段の維持確保のため、また、売上に影響を受けた観光業をはじめとした地域経済の活性化のために、利用キャンペーンを実施し、人の流れをつくる。 ②高速乗合バス「山の湊号」の利用負担金3,500千円 ③期間中のバス利用に係る運賃1,000円の1/2を負担。 高速乗合バス「山の湊号」利用者数7,000人×500円 ④バス利用者	R7.4	R8.3	公共交通対策課